坂 うめじろうまんじゅうパッケージ等制作業務プロポーザル実施要項

1 目的

本町の町木である「梅」の実を用いて開発した坂 うめじろうまんじゅう(以下、「饅頭」という。)を販売するにあたり、本町の「文化」、「特長」、「観光名所」及び「坂町公式マスコットキャラクター」等を町内外にPRし、認知度を高められるパッケージ及び販促物等を制作することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

坂 うめじろうまんじゅうパッケージ等制作業務

(2) 業務内容

別紙「坂 うめじろうまんじゅうパッケージ等制作業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和6年3月29日まで

(4) 提案上限額 (消費税及び地方消費税を含まない) 2,080,000 円

3 参加資格条件

本プロポーザルに参加する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者と する。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に該当しない 者
- (2) 会社更正法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き開始の申立てがなされていないこと。又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づいて再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続き開始の申立てをしていないこと。
- (4) 暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員並びに暴力行為の常習者又はそのおそれのある者でないこと。
- (5) パッケージ等を制作した実績があること。

4 スケジュール

(1) 公募公告

令和6年2月1日(木)

- (2) 参加表明書提出締め切り 令和6年2月7日(水)午後5時まで
- (3) 質問書提出締切

令和6年2月8日(木)午後5時まで

- (4) 質問書に対する回答 令和6年2月9日(金)
- (5) 見積書・提案書の提出締切 令和6年2月13日(月)午後5時まで
- (6) 優先交渉権者の決定・通知 令和6年2月中旬
- (7) 契約 令和6年2月中旬
- (8) 制作期間 令和6年2月中旬~令和6年3月29日(金)

5 実施要項等の配布

(1) 配布期間

令和6年2月1日(木)~令和6年2月7日(水)午後5時

(2) 配布方法 坂町ホームページ (https://www.town.saka.lg.jp/) に実施要項等を掲載

(3) 配布する資料

ア 坂 うめじろうまんじゅうパッケージ等制作業務プロポーザル実施要 項

イ 坂 うめじろうまんじゅうパッケージ等制作業務委託仕様書

ウ 坂 うめじろうまんじゅうパッケージ等制作業務審査基準

- 工 各種様式
 - ① 参加表明書(様式1)
 - ② 参加資格に関する申立書(様式2)
 - ③ パッケージ等制作実績調書(様式3)
 - ④ 会社概要書(様式4)
 - ⑤ 提案書提出届(様式5)
 - ⑥ 参加辞退届 (様式6)
 - (7) 質問書(様式7)

6 参加申込の提出

(1) 提出期限

令和6年2月7日(水)午後5時

(2) 提出場所

坂町建設部産業建設課

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る)による提出とする。

(4) 提出書類

ア 参加表明書(様式1) 1部

イ 参加資格に関する申立書(様式2) 1部

ウ パッケージ等制作実績調書(様式3) 1部

工 会社概要書(様式4) 1部

(5) 参加の辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに坂町建設部産業建設課に電話連絡のうえ、「参加辞退届(様式6)」を持参又は郵送で提出すること。

7 質問及び回答

質問がある場合は、次のとおり質問書(様式7)を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

(1) 提出期限

令和6年2月8日(木)午後5時

(2) 提出方法

坂町建設部産業建設課へメールで送信すること。(受信を確認すること。)

(3) 質問書に対する回答

令和6年2月9日(金)に、すべての質疑応答の内容をメールで送付します。

8 見積書・提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年2月13日(火)午後5時

(2) 提出場所

坂町建設部産業建設課

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る)による提出とする。

(4) 提出書類等

ア 見積書(任意様式) 1部

業務に要する全ての額を記載すること。

税抜き金額を記入すること。

別封筒に封印し提出すること。

イ 提案書 10部

提案書は、提案書提出届(様式5)及び完成品イメージサンプルを添えて提出すること。

様式は、A4版で任意とする。

コンセプト、構成案、デザイン案、実施スケジュールについて記載する こと。

〈審查項目〉

- ① 提案されたコンセプトが本町の魅力を効果的に伝える内容となっているか。
- ② 包装紙(饅頭の個包装)のデザインが思わず手に取りたくなるような デザインとなっているか。
- ③ 化粧箱のデザイン・装飾に坂町の自然や風景、坂町公式マスコットキャラクター「坂 うめじろう」等が効果的に取り入れられ、個性が感じられるものとなっているか。
- ④ 手提げ袋は化粧箱を寝かせずそのまま入れられるサイズとなってお

- り、環境に配慮した素材が使用されているか。また、デザインは坂町の木や花、「坂 うめじろう」等を取り入れた坂町を連想できるものになっているか。
- ⑤ リーフレットは坂町の観光に関する情報がコンパクトに集約された ものになっているか。
 - ※饅頭に限らず、坂町の観光に関する情報で作成されているか。
- ⑥ 幟旗は饅頭の魅力が一目で分かり、イベント等の来場者の目を引くものとなっているか。
- ⑦ ロゴマークは本町が一体感を持って、魅力的な地域づくりと町の発信を進めるため、積極的に商品パッケージに使用できるデザインとなっており、坂町のブランドイメージを高め、町関連商品の知名度向上と販路拡大に資するものとなっているか。
 - ※饅頭に限らず、坂町の特産品等、全般的に使用できるデザインとなっているか。
- ⑧ 業務を円滑に実施できるスケジュールとなっているか。
- ⑨ パッケージ等制作業務の実績が十分にあるか。
- (5) 提出書類等の取扱い

提出書類等は次のとおり取扱うこととする。

- 返却しない。
- ・審査の過程で必要に応じて複製する場合がある。
- ・原則として第三者へ公開しないものとするが、坂町情報公開条例の対象 行政文書となるため、本業務の審査終了以後に情報公開請求や情報公 開請求訴訟によって、公開される可能性がある。
- ・記載内容の追加及び変更は、認めない。

9 費用負担

提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

10 審査方法

別紙「坂 うめじろうまんじゅうパッケージ等制作業務審査基準」のとおり

11 審査結果

- (1) 審査結果は、提案者に直接通知する。
- (2) 優先交渉権者及びすべての提案者の点数(優先交渉権者以外はA社、B)、・・・と表示)を町ホームページにおいて公表する。

12 提案者の失格

提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・期限までに所定の手続きをしなかった場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・見積書に記載された金額が「2 業務概要」の提案上限額を超える場合
- ・「3 参加資格条件」の要件を満たさなくなった場合

- ・審査の公平性を害する行為があった場合
- ・提案にあたり著しく信義に反する行為等、坂 うめじろうまんじゅうパッケージ等制作業務受託者選定審査委員会の委員長が失格であると認めた場合

13 書類提出先及び問合せ

坂町建設部産業建設課産業係

〒731-4393 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号

TEL: 082-820-1536

HP: https://www.town.saka.lg.jp/e-mail:sanken @town.saka.lg.jp